

運営指導等について

令和7年度
岐阜市福祉部指導監査課

◇ 運営指導等について ◇

I 指導及び監査について

II 令和6年度の指導状況について

III 行政処分（指定取消等）について

IV 今年度の運営指導について

I 指導及び監査について

◇ 指導とは？

➤ 方針

- ・ 指定障害児通所支援若しくは指定障害児相談支援の取扱いの確認
- ・ 障害児通所給付費若しくは障害児相談支援給付費に係る費用の請求等に関する事項の確認

➤ 形態

- ・ 集団指導 ⇒ 【講習方式】
- ・ 運営指導 ⇒ 【面談方式】

➤ 指導の目的

**「サービスの質の確保」 「障害児支援給付費等の適正化」を
図ること**

I 指導及び監査について

◇ 監査とは？

➤ 目的

- ・ サービス提供や障害児支援給費等に係る費用の請求の不正や著しい不当の疑いが発生した時に、**事実関係を把握し**、「公正」かつ「適切」な措置を実施。

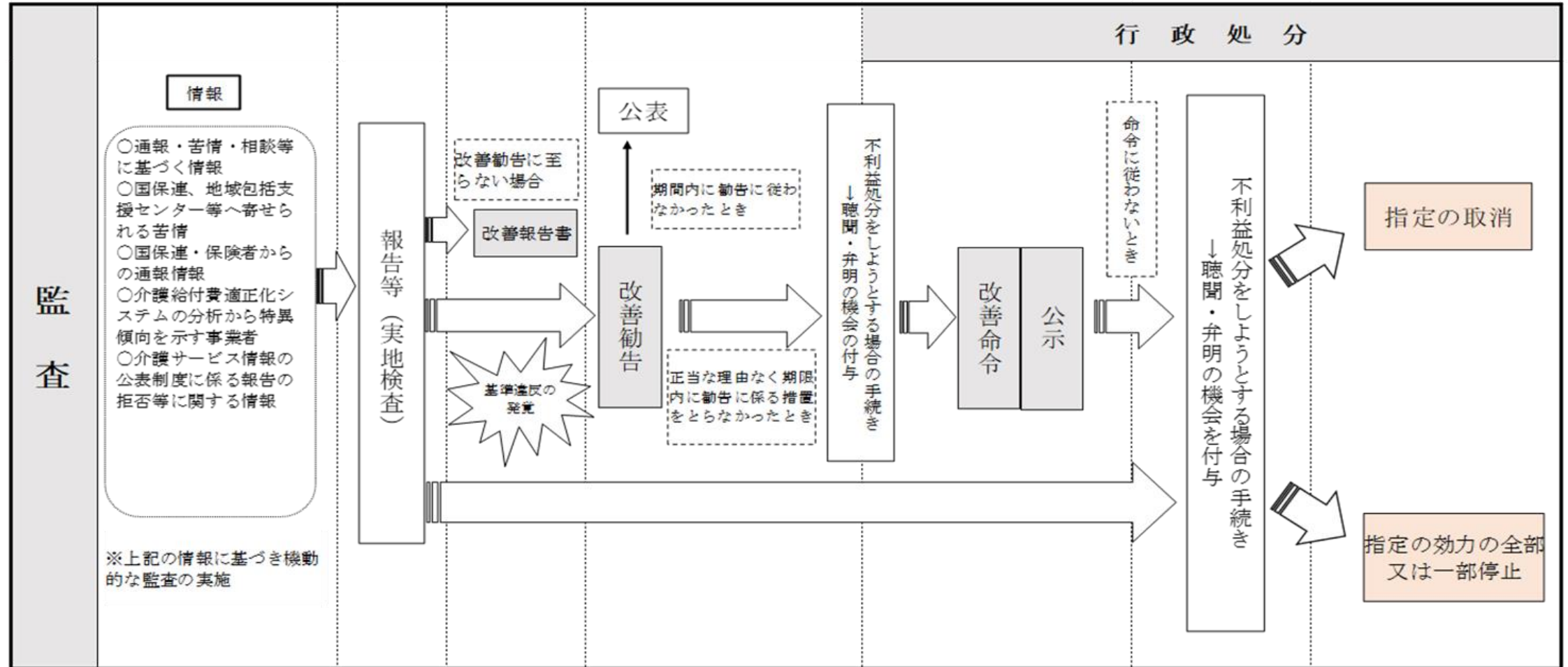
➤ 監査のきっかけ

- ・ 要確認情報（通報、苦情、相談等）
- ・ 運営指導で確認した情報

➤ 監査方法は？

- ・ 報告、帳簿書類の提出・提示命令
- ・ 出頭要請
- ・ 職員による関係者への質問
- ・ 実地検査（事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査）

I 指導及び監査について



※特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等は、刑事告発を検討。

Ⅱ 令和6年度の運営指導状況について

◇ 運営指導実施件数 【障害福祉サービス事業】

事業名	件数	事業名	件数
居宅介護	1 2	就労定着支援	2
重度訪問介護	1 2	短期入所	2 6
同行援護	3	共同生活援助	3 1
行動援護	0	障害者支援施設	5
療養介護	0	入所支援	4
生活介護	2 7	一般相談支援	4
自立訓練	2	特定相談支援	1 8
就労移行支援	7	障害児相談支援	1 4
就労継続支援（A型）	2 1	自立生活援助	1
就労継続支援（B型）	3 9	合計	2 2 8

Ⅱ 令和6年度の運営指導状況について

◇運営指導実施件数 【地域生活支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
移動支援	5	訪問入浴サービス	0
地域活動支援センター	0	日中一時支援	4
福祉ホーム	3	合計	12

【障害児通所支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
児童発達支援（センター）	0	児童発達支援（センター外）	33
医療型児童発達支援	0	放課後等デイサービス	60
居宅訪問型児童発達支援	2	保育所等訪問支援	3
		合計	98

※他、身体障害者社会参加支援施設 1件

Ⅱ 令和6年度の運営指導状況について

◇ 主な指摘事項 ◇

-
1. 各種加算にかかる必要書類等が不十分
-
2. 業務継続計画の策定及び計画に従い必要な措置が講じられていない
-
3. 利用定員が遵守されていない
-
4. 人員配置と勤務体制の確保が不十分

Ⅱ 令和6年度の運営指導状況について

◇ 主な指摘事項（障害児通所支援事業） ◇

① 各種加算に係る必要書類等が不十分

☞ 処遇改善加算、欠席時対応加算

加算の算定根拠となる **記録が不十分**

福祉・介護職員等処遇改善加算
欠勤時対応加算 等



要件を満たしていることが確認できる
記録を残す

Ⅱ 令和6年度の運営指導状況について

◇ 主な指摘事項（障害児通所支援事業） ◇

②業務継続計画（BCP）の策定及び計画に従い必要な措置が講じられていない

✦業務継続計画の未策定

非常災害発生時と感染症の両方もしくはいずれかが**未策定**

令和7年4月より、**業務継続計画未策定減算**

✦計画の職員への周知・研修・訓練の未実施

実施した記録を作成

※岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年岐阜市条例第3号）

Ⅱ 令和6年度の運営指導状況について

◇ 主な指摘事項（障害児通所支援事業） ◇

③利用定員が遵守されていない

☞**利用定員を超えて**児童を受け入れた。

原則、利用定員及び指導訓練室の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

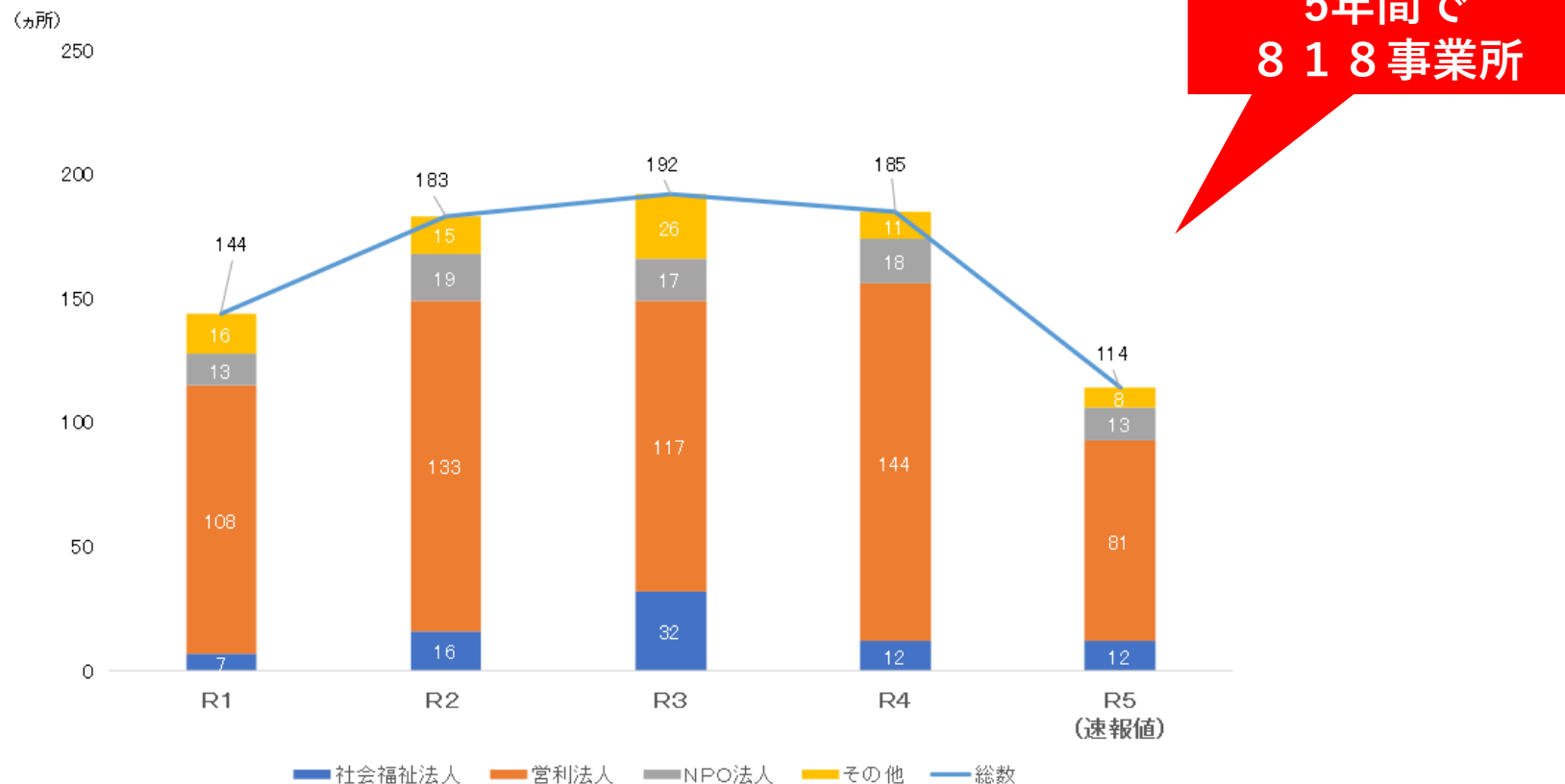
④人員配置と勤務体制の確保が不十分

☞**児童指導員又は保育士が2人以上配置できていない日があった。**

※岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年岐阜市条例第3号）

Ⅲ 行政処分(指定取消等)について

○行政処分のあった障害福祉サービス事業所等の件数
(法人種別内訳)



※ 障害保健福祉関係主管課長会議資料 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 監査指導室 令和7年3月資料より抜粋

Ⅲ 行政処分（指定取消等）について

◇ 指定取消・効力停止の主な事例（１） ～他都道府県における主な事例～ ◇

① 障害者の人格尊重義務違反

- ・従業員による虐待等。

【具体的事例】

職員が利用者に対して、日常的に侮辱的発言を行った（心理的虐待）

職員が利用者に対して、叩く、つねる、部屋に閉じ込める行為を行った（身体的虐待）

② 人員基準違反

- ・管理者及びサービス管理責任者の未配置。

③ 運営基準違反

- ・個別支援計画等に基づかないサービス提供。

④ 不正請求

- ・サービスを提供していない日について、虚偽のサービス提供記録及びサービス提供実績記録表を作成して報酬を不正に請求。

【具体的事例】

利用実績がない日について、虚偽の支援記録を作成し、サービス提供を行ったものとして報酬の請求を行った。

サービス管理責任者等が不在であるにも関わらず、必要な減算を行わなかった。

Ⅲ 行政処分（指定取消等）について

◇ 指定取消・効力停止の主な事例（２） ～他都道府県における主な事例～ ◇

⑤ 虚偽報告

- ・ 監査における虚偽書類の提出（虚偽答弁）。

⑥ 監査の妨害・忌避

- ・ 監査における障害福祉サービス事業者の代表者の出頭拒否。
- ・ 事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。

⑦ 不正の手段による指定申請

- ・ 虚偽の人員配置による指定申請書類の提出。

【具体的事例】

児童発達支援管理責任者の配置が必要であることを認識していたが、実際に配置できる見込みがない人員を児童発達支援責任者として配置するとして、人員基準を満たす旨の指定申請を行い不正の手段の指定を受けた。

生活支援員、職業指導員の配置が必要であることを認識していたが、実際には雇用することなく、人員基準を満たす旨の虚偽の指定申請を行い不正の手段の指定を受けた。

Ⅳ 今年度の運営指導について

◇ 運営指導 重点事項 ◇

【障害児通所支援事業】（※ただし、事業によって必要な事項のみ）

- ① **報酬請求等**は**適正**に行われているか。
請求の根拠となる書類は保管されているか。
- ② **防災対策**の**充実**及び**推進**に取り組まれているか。
- ③ **利用定員**は遵守されているか。
- ④ **人員配置**と**勤務体制**は適正か。
- ⑤ **送迎車両**の**安全装置**の設置状況及び送迎時の**安全確認**が適切に行われているか。
- ⑥ **虐待の防止**及び**身体拘束等の適正化の推進**のための措置が講じられているか。
- ⑦ **業務継続計画の策定**及び**計画**に従い必要な措置が講じられているか。